

◎ 建築士法の一部を改正する法律案 新旧対照表
 ○ 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 業務（第十八条―第二十二條の三）</p> <p>第四章の二 設計受託契約等（第二十二條の三の二―第二十二條の三の四）</p> <p>第五章～第十章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 この法律で「建築設備士」とは、建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者をいう。</p> <p>6～10（略）</p> <p>（免許の登録）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 業務（第十八条―第二十二條の三）</p> <p>（新設）</p> <p>第五章～第十章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>（新設）</p> <p>5～9（略）</p> <p>（免許の登録）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p>

3| 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、一級建築士免許証、二級建築士免許証又は木造建築士免許証に記載された事項等に変更があつたときは、一級建築士にあつては国土交通大臣に、二級建築士又は木造建築士にあつては免許を受けた都道府県知事に対し、一級建築士免許証、二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付を申請することができる。

(新設)

4| 6 (略)

3| 5

(略)

(報告、検査等)

第十条の二 国土交通大臣は、建築士の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、一級建築士に対しその業務に關し必要な報告を求め、又はその職員に、建築士事務所その他業務に關係のある場所に立ち入り、図書その他の物件を検査させ、若しくは關係者に質問させることができる。

(新設)

2| 都道府県知事は、建築士の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、二級建築士若しくは木造建築士に対しその業務に關し必要な報告を求め、又はその職員に、建築士事務所その他業務に關係のある場所に立ち入り、図書その他の物件を検査させ、若しくは關係者に質問させることができる。

3| 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、關係者に提示しなければならない。

4| 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付等)

第十条の二(略)

2・3 (略)

4| 構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受け
た一級建築士(以下それぞれ「構造設計一級建築士」又は「設備
設計一級建築士」という。)は、構造設計一級建築士証又は設備設
計一級建築士証に記載された事項等に変更があつたときは、国土
交通大臣に対し、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士
証の書換え交付を申請することができる。

5| 構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士は、第九条第一項
又は第十条第一項の規定によりその免許を取り消されたときは、
速やかに、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証を国
土交通大臣に返納しなければならない。

6| (略)

(報告、検査等)

(構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付等)

第十条の二(略)

2・3 (略)

(新設)

4| 構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受け
た一級建築士(以下それぞれ「構造設計一級建築士」又は「設備
設計一級建築士」という。)は、第九条第一項又は前条第一項の規
定によりその免許を取り消されたときは、速やかに、構造設計一
級建築士証又は設備設計一級建築士証を国土交通大臣に返納しな
ければならない。

5| (略)

(報告、検査等)

第十条の十三 (略)

2| 第十条の二第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(削除)

(中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合における規定の適用等)

第十条の十九 中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合における第五条第二項から第四項まで及び第六項、第五条の二第一項、第六条並びに第十条の二の二の規定の適用については、これらの規定(第五条第二項、第五条の二第一項並びに第十条の二の二第一項各号及び第二項第二号を除く。)中「一級建築士免許証」とあるのは「一級建築士免許証明書」と、「国土交通大臣」とあり、及び「国土交通省」とあるのは「中央指定登録機関」と、「国土交通大臣」とあるのは「中央指定登録機関」と、第五条第二項中「国土交通大臣」とあるのは「中央指定登録機関(第十条の四第一項に規定する中央指定登録機関をいう。以下同じ。)」と、「一級建築士又は」とあるのは「前項の規定により一級建築士名簿に登録をし、又は」と、同項及び第五条の二第一項中「一級建築士免許証」とあるのは「一級建築士免許証明書」とする。

第十条の十三 (略)

2| 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3| 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合における規定の適用等)

第十条の十九 中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合における第五条第二項、第三項及び第五項、第五条の二第一項、第六条並びに第十条の二の規定の適用については、これらの規定(第五条第二項、第五条の二第一項並びに第十条の二第一項各号及び第二項第二号を除く。)中「一級建築士免許証」とあるのは「一級建築士免許証明書」と、「国土交通大臣」とあり、及び「国土交通省」とあるのは「中央指定登録機関」と、「国土交通大臣」とあるのは「中央指定登録機関」と、第五条第二項中「国土交通大臣」とあるのは「中央指定登録機関(第十条の四第一項に規定する中央指定登録機関をいう。以下同じ。)」と、「一級建築士又は」とあるのは「前項の規定により一級建築士名簿に登録をし、又は」と、同項及び第五条の二第一項中「一級建築士免許証」とあるのは「一級建築士免許証明書」とする。

2 (略)

3 第一項の規定により読み替えて適用する第五条第六項及び第十条の二の二第六項の規定並びに前項の規定により中央指定登録機関に納められた手数料は、中央指定登録機関の収入とする。

(都道府県指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における規定の適用等)

第十条の二十一 都道府県指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第五条第二項から第四項まで、第五条の二第一項及び第六条の規定の適用については、これらの規定（第五条第二項及び第五条の二第一項を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「都道府県指定登録機関」と、第五条第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県指定登録機関（第十条の二十第一項に規定する都道府県指定登録機関をいう。以下同じ。）」と、「一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の免許を与えた」とあるのは「一級建築士の免許を与え、又は前項の規定により二級建築士名簿若しくは木造建築士名簿に登録をした」と、同項、同条第三項及び第四項並びに第五条の二第一項中「二級建築士免許証」とあるのは「二級建築士免許証明書」と、「木造建築士免許証」とあるのは「木造建築士免許証明書」と、第六条第一項中「都道府県」とあるのは「都道府県指定登録機関」とする。

2 (略)

3 第一項の規定により読み替えて適用する第五条第五項及び第十条の二第五項の規定並びに前項の規定により中央指定登録機関に納められた手数料は、中央指定登録機関の収入とする。

(都道府県指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における規定の適用等)

第十条の二十一 都道府県指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第五条第二項及び第三項、第五条の二第一項並びに第六条の規定の適用については、これらの規定（第五条第二項及び第五条の二第一項を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「都道府県指定登録機関」と、第五条第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県指定登録機関（第十条の二十第一項に規定する都道府県指定登録機関をいう。以下同じ。）」と、「一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の免許を与えた」とあるのは「一級建築士の免許を与え、又は前項の規定により二級建築士名簿若しくは木造建築士名簿に登録をした」と、同項、同条第三項及び第五条の二第一項中「二級建築士免許証」とあるのは「二級建築士免許証明書」と、「木造建築士免許証」とあるのは「木造建築士免許証明書」と、第六条第一項中「都道府県」とあるのは「都道府県指定登録機関」とする。

2 (略)

(構造設計一級建築士講習又は設備設計一級建築士講習の講習機関の登録)

第十条の二十二 第十条の二の二第一項第一号の登録(第十一条を除き、以下この章において単に「登録」という。)は、別表第一の各項の講習の欄に掲げる講習の区分ごとに、これらの講習の実施に関する事務(以下この章において「講習事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(報告、検査等)

第十条の三十四 (略)

2 第十条の二第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(国土交通省令及び都道府県の規則への委任)

第十一条 この章に規定するもののほか、一級建築士の免許の申請、登録の訂正及び抹消並びに住所等の届出、一級建築士免許証及び一級建築士免許証明書の交付、書換え交付、再交付及び返納その他一級建築士の免許に関して必要な事項並びに第十条の二の二第一項第一号の登録、同号及び同条第二項第一号の講習、登録講習

2 (略)

(構造設計一級建築士講習又は設備設計一級建築士講習の講習機関の登録)

第十条の二十二 第十条の二の二第一項第一号の登録(第十一条を除き、以下この章において単に「登録」という。)は、別表第一の各項の講習の欄に掲げる講習の区分ごとに、これらの講習の実施に関する事務(以下この章において「講習事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(報告、検査等)

第十条の三十四 (略)

2 第十条の十三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(国土交通省令及び都道府県の規則への委任)

第十一条 この章に規定するもののほか、一級建築士の免許の申請、登録の訂正及び抹消並びに住所等の届出、一級建築士免許証及び一級建築士免許証明書の交付、書換え交付、再交付及び返納その他一級建築士の免許に関して必要な事項並びに第十条の二の二第一項第一号の登録、同号及び同条第二項第一号の講習、登録講習機関

機関その他構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付、書換え交付、再交付及び返納に関して必要な事項は、国土交通省令で定める。

2 (略)

(設計及び工事監理)

第十八条 (略)

2・3 (略)

4 建築士は、延べ面積が二千平方メートルを超える建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合においては、建築設備士の意見を聴くよう努めなければならない。ただし、設備設計一級建築士が設計を行う場合には、設計に関しては、この限りでない。

(建築士免許証等の提示)

第十九条の二 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、第二十

三条第一項に規定する設計等の委託者（委託しようとする者を含む。）から請求があつたときは、一級建築士免許証、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は一級建築士免許証明書、二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書を提示しなければならない。

その他構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付、書換え交付、再交付及び返納に関して必要な事項は、国土交通省令で定める。

2 (略)

(設計及び工事監理)

第十八条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(新設)

(業務に必要な表示行為)

第二十条 (略)

2 3 4 (略)

5 建築士は、大規模の建築物その他の建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合において、建築設備士の意見を聴いたときは、第一項の規定による設計図書又は第三項の規定による報告書(前項前段に規定する方法により報告が行われた場合にあっては、当該報告の内容)において、その旨を明らかにしなければならない。

第四章の二 設計受託契約等

(設計受託契約等の原則)

第二十二條の三の二 設計又は工事監理の委託を受けることを内容とする契約(以下それぞれ「設計受託契約」又は「工事監理受託契約」という。)の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行しなければならない。

(延べ面積が三百平方メートルを超える建築物に係る契約の内容)

(業務に必要な表示行為)

第二十条 (略)

2 3 4 (略)

5 建築士は、大規模の建築物その他の建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合において、建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者の意見を聴いたときは、第一項の規定による設計図書又は第三項の規定による報告書(前項前段に規定する方法により報告が行われた場合にあっては、当該報告の内容)において、その旨を明らかにしなければならない。

(新設)

(新設)

第二十二条の三の三 延べ面積が三百平方メートルを超える建築物

(新設)

の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一 設計受託契約にあつては、作成する設計図書の種類

二 工事監理受託契約にあつては、工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法

三 当該設計又は工事監理に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別並びにその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨

四 報酬の額及び支払の時期

五 契約の解除に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

2| 延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容で前項各号に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

3| 建築物を増築し、改築し、又は建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合においては、当該増築、改築、修繕又

は模様替に係る部分の新築とみなして前二項の規定を適用する。

4 第二十条第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第四項中「建築士」とあるのは「設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者」と、「建築主」とあるのは「契約の相手方」と、「当該結果」とあるのは「当該書面に記載すべき事項」と、「報告する」とあるのは「通知する」と、「文書での報告をした」とあるのは「書面を交付した」と読み替えるものとする。

5 設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者が、第一項の規定により書面を相互に交付した場合（前項の規定により読み替えて準用する第二十条第四項の規定により書面を交付したものとみなされる場合を含む。）には、第二十四条の八第一項の規定は、適用しない。

（適正な委託代金）

第二十二條の三の四 設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとする者は、第二十五条に規定する報酬の基準に準拠した委託代金で設計受託契約又は工事監理受託契約を締結するよう努めなければならない。

（新設）

(登録の申請)

第二十三条の二 前条第一項又は第三項の規定により建築士事務所について登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した登録申請書をその建築士事務所所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～四 (略)

五 建築士事務所に属する建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別

六 (略)

(登録の拒否)

第二十三条の四 都道府県知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する場合又は登録申請書に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、その登録を拒否しなければならない。

一～四 (略)

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(第八号において「暴力団員等」という。)

(登録の申請)

第二十三条の二 前条第一項又は第三項の規定により建築士事務所について登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した登録申請書をその建築士事務所所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～四 (略)

(新設)

五 (略)

(登録の拒否)

第二十三条の四 都道府県知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する場合又は登録申請書に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、その登録を拒否しなければならない。

一～四 (略)

(新設)

六 (略)

七 法人でその役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者のあるもの

八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

九 (略)

2・3 (略)

(変更の届出)

第二十三条の五 第二十三条の三第一項の規定により建築士事務所について登録を受けた者(以下「建築士事務所の開設者」という。)は、第二十三条の二第一号又は第三号、第四号及び第六号に掲げる事項について変更があつたときは、二週間以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

2| 建築士事務所の開設者は、第二十三条の二第五号に掲げる事項について変更があつたときは、三月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

3| 第二十三条の三第一項及び前条の規定は、前二項の規定による変更の届出があつた場合に準用する。

(建築士事務所の管理)

第二十四条 (略)

五 (略)

六 法人でその役員のうち第一号から第四号までのいずれかに該当する者のあるもの

(新設)

七 (略)

2・3 (略)

(変更の届出)

第二十三条の五 第二十三条の三第一項の規定により建築士事務所について登録を受けた者(以下「建築士事務所の開設者」という。)は、第二十三条の二第一号又は第三号から第五号までに掲げる事項について変更があつたときは、二週間以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

(新設)

2| 第二十三条の三第一項及び前条の規定は、前項の規定による変更の届出があつた場合に準用する。

(建築士事務所の管理)

第二十四条 (略)

<p>2 (略)</p> <p>3 管理建築士は、その建築士事務所の業務に係る次に掲げる技術的事項を総括するものとする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 管理建築士は、その建築士事務所の業務に係る技術的事項を総括し、その者と建築士事務所の開設者が異なる場合においては、建築士事務所の開設者に対し、技術的観点からその業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見を述べるものとする。</p>
<p>一 受託可能な業務の量及び難易並びに業務の内容に応じて必要となる期間の設定</p> <p>二 受託しようとする業務を担当させる建築士その他の技術者の選定及び配置</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>三 他の建築士事務所との提携及び提携先に行わせる業務の範囲の案の作成</p> <p>四 建築士事務所に属する建築士その他の技術者の監督及びその業務遂行の適正の確保</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>4 管理建築士は、その者と建築士事務所の開設者とが異なる場合においては、建築士事務所の開設者に対し、前項各号に掲げる技術的事項に関し、その建築士事務所の業務が円滑かつ適切に行われるよう必要な意見を述べるものとする。</p> <p>5 建築士事務所の開設者は、前項の規定による管理建築士の意見を尊重しなければならない。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>(再委託の制限)</p>	<p>(再委託の制限)</p>

第二十四条の三 (略)

2 建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、委託を受けた設計又は工事監理（いずれも延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築工事に係るものに限る。）の業務を、それぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託してはならない。

(重要事項の説明等)

第二十四条の七 建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士その他の当該建築士事務所に属する建築士（次項において「管理建築士等」という。）をして、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容及びその履行に関する次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。

一～六 (略)

2 (略)

(書面の交付)

第二十四条の八 建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事

第二十四条の三 (略)

2 建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、委託を受けた設計又は工事監理（いずれも共同住宅その他の多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のものの新築工事に係るものに限る。）の業務を、それぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託してはならない。

(重要事項の説明等)

第二十四条の七 建築士事務所の開設者は、設計又は工事監理の委託を受けることを内容とする契約（以下それぞれ「設計受託契約」又は「工事監理受託契約」という。）を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士その他の当該建築士事務所に属する建築士（次項において「管理建築士等」という。）をして、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容及びその履行に関する次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。

一～六 (略)

2 (略)

(書面の交付)

第二十四条の八 建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事

監理受託契約を締結したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を当該委託者に交付しなければならない。

一 第二十二條の三の三第一項各号に掲げる事項

(削除)

(削除)

二 前号に掲げるもののほか、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容及びその履行に関する事項で国土交通省令で定めるもの

2 (略)

(保険契約の締結等)

第二十四條の九 建築士事務所の開設者は、設計等の業務に關し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(業務の報酬)

第二十五條 国土交通大臣は、中央建築士審査会の同意を得て、建築士事務所の開設者がその業務に關して請求することのできる報

監理受託契約を締結したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を当該委託者に交付しなければならない。

一 前條第一項各号に掲げる事項

二 設計又は工事監理の種類及び内容(前号に掲げる事項を除く。)

三 設計又は工事監理の実施の期間及び方法(第一号に掲げる事項を除く。)

四 前三号に掲げるもののほか、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容及びその履行に関する事項で国土交通省令で定めるもの

2 (略)

(新設)

(業務の報酬)

第二十五條 国土交通大臣は、中央建築士審査会の同意を得て、建築士事務所の開設者がその業務に關して請求することのできる報

酬の基準を定めることができる。

(監督処分)

第二十六条 都道府県知事は、建築士事務所の開設者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該建築士事務所の登録を取り消さなければならない。

一 (略)

二 第二十三条の四第一項第一号、第二号、第五号、第六号(同号に規定する未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が同項第四号に該当するものに係る部分を除く。)、第七号(法人でその役員のうち同項第四号に該当する者のあるものに係る部分を除く。)、第八号又は第九号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 (略)

2 都道府県知事は、建築士事務所につき次の各号のいずれかに該当する事実がある場合においては、当該建築士事務所の開設者に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて当該建築士事務所の閉鎖を命じ、又は当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。

一 建築士事務所の開設者が第二十二条の三の三第一項から第四項まで又は第二十四条の二から第二十四条の八までの規定のい

酬の基準を定め、これを勧告することができる。

(監督処分)

第二十六条 都道府県知事は、建築士事務所の開設者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該建築士事務所の登録を取り消さなければならない。

一 (略)

二 第二十三条の四第一項第一号、第二号、第五号(同号に規定する未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が同項第四号に該当するものに係る部分を除く。)、第六号(法人でその役員のうち同項第四号に該当する者のあるものに係る部分を除く。))又は第七号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 (略)

2 都道府県知事は、建築士事務所につき次の各号のいずれかに該当する事実がある場合においては、当該建築士事務所の開設者に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて当該建築士事務所の閉鎖を命じ、又は当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。

(新設)

ずれかに違反したとき。

二 (略)

三 建築士事務所の開設者が第二十三条の五第一項又は第二項の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(削除)

四 十 (略)

三・四 (略)

(報告及び検査)

第二十六条の二 都道府県知事は、第十条の二第二項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要があるときは、建築士事務所の開設者若しくは管理建築士に対し、必要な報告を求め、又は当該職員をして建築士事務所に立ち入り、図書その他の物件を検査させることができる。

2 第十条の二第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における規定の適用等)

第二十六条の四 指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場

一 (略)

二 建築士事務所の開設者が第二十三条の五第一項の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 建築士事務所の開設者が第二十四条の二から第二十四条の八までの規定のいずれかに違反したとき。

四 十 (略)

三・四 (略)

(報告及び検査)

第二十六条の二 都道府県知事は、この法律の施行に関し必要があるときは、建築士事務所の開設者若しくは管理建築士に対し、必要な報告を求め、又は当該職員をして建築士事務所に立ち入り、図書その他の物件を検査させることができる。

2 第十条の十三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における規定の適用等)

第二十六条の四 指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場

合における第二十三条第一項、第二十三条の二から第二十三条の四まで、第二十三条の五第一項及び第二項、第二十三条の七、第二十三条の八第一項並びに第二十三条の九の規定の適用については、これらの規定（第二十三条第一項、第二十三条の二及び第二十三条の九を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「指定事務所登録機関」と、第二十三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「指定事務所登録機関」（第二十六条の三第一項に規定する指定事務所登録機関をいう。以下同じ。）」と、第二十三条の二中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事の第二十六条の三第一項の指定を受けた者」と、第二十三条の八第一項第三号中「登録」とあるのは「都道府県知事が登録」と、第二十三条の九中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類（登録簿及び第二十六条の三第一項の国土交通省令で定める書類を除く。）」とする。

2 (略)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一〜四 (略)

五 第十条の三十六第二項（第二十二条の三第二項及び第二十六条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による講習事務（第十条の二十二に規定する講習事務、第二十二条の三第

合における第二十三条第一項、第二十三条の二から第二十三条の四まで、第二十三条の五第一項、第二十三条の七、第二十三条の八第一項及び第二十三条の九の規定の適用については、これらの規定（第二十三条第一項、第二十三条の二及び第二十三条の九を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「指定事務所登録機関」と、第二十三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「指定事務所登録機関」（第二十六条の三第一項に規定する指定事務所登録機関をいう。以下同じ。）」と、第二十三条の二中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事の第二十六条の三第一項の指定を受けた者」と、第二十三条の八第一項第三号中「登録」とあるのは「都道府県知事が登録」と、第二十三条の九中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類（登録簿及び第二十六条の三第一項の国土交通省令で定める書類を除く。）」とする。

2 (略)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一〜四 (略)

五 第十条の三十六第二項（第二十二条の三第二項及び第二十六条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による講習事務（第十条の二十二に規定する講習事務、第二十二条の三第

二項において読み替えて準用する第十条の二十四第一項第一号に規定する講習事務及び第二十六条の五第二項において読み替えて準用する第十条の二十四第一項第一号に規定する講習事務をいう。第四十一条第八号において同じ。）の停止の命令に違反した者

六十三 (略)

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条の二第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第十条の二第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 第十条の二第一項又は第二項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

四十八 (略)

九 第二十三条の五第一項又は第二項の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七十八 (略)

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過

二項において読み替えて準用する第十条の二十四第一項第一号に規定する講習事務及び第二十六条の五第二項において読み替えて準用する第十条の二十四第一項第一号に規定する講習事務をいう。第四十一条第五号において同じ。）の停止の命令に違反した者

六十三 (略)

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

(新設)

(新設)

(新設)

一五 (略)

六 第二十三条の五第一項の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七十五 (略)

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過

料に処する。

- 一 第五条第四項（第十条の十九第一項及び第十条の二十一第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第八条の二、第十条の二の二第五項（第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第二十三条の七（第二十六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第二十四条の七第二項の規定に違反した者
- 二 四（略）

別表第一（第十条の二の二、第十条の二十二、第十条の二十四関係）
（以下略）

料に処する。

- 一 第五条第三項（第十条の十九第一項及び第十条の二十一第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第八条の二、第十条の二第四項（第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第二十三条の七（第二十六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第二十四条の七第二項の規定に違反した者
- 二 四（略）

別表第一（第十条の二、第十条の二十二、第十条の二十四関係）
（以下略）

○建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)(附則第八条関係)

改正案

(用語の定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〜九 (略)

十 設計 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条第六項に規定する設計をいう。

十一 工事監理者 建築士法第二条第八項に規定する工事監理をする者をいう。

十二〜十六 (略)

十七 設計者 その者の責任において、設計図書を作成した者をしていい、建築士法第二十条の二第三項又は第二十条の三第三項の規定により建築物が構造関係規定(同法第二十条の二第二項に規定する構造関係規定をいう。第五条の六第二項及び第六条第三項第二号において同じ。)又は設備関係規定(同法第二十条の三第二項に規定する設備関係規定をいう。第五条の六第三項及び第六条第三項第三号において同じ。)に適合することを確認した構造設計一級建築士(同法第十条の二第四項に規定する構造設計一級建築士をいう。第五条の六第二項及び第六条第三項第二号において同じ。)又は設備設計一級建築士(同法第十条

現行

(用語の定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〜九 (略)

十 設計 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条第五項に規定する設計をいう。

十一 工事監理者 建築士法第二条第七項に規定する工事監理をする者をいう。

十二〜十六 (略)

十七 設計者 その者の責任において、設計図書を作成した者をしていい、建築士法第二十条の二第三項又は第二十条の三第三項の規定により建築物が構造関係規定(同法第二十条の二第二項に規定する構造関係規定をいう。第五条の六第二項及び第六条第三項第二号において同じ。)又は設備関係規定(同法第二十条の三第二項に規定する設備関係規定をいう。第五条の六第三項及び第六条第三項第三号において同じ。)に適合することを確認した構造設計一級建築士(同法第十条の二第四項に規定する構造設計一級建築士をいう。第五条の六第二項及び第六条第三項第二号において同じ。)又は設備設計一級建築士(同法第十条の二

(傍線部分は改正部分)

の二の二第四項に規定する設備設計一級建築士をいう。第五条の六第三項及び第六条第三項第三号において同じ。)を含むものとする。

十八〜三十五 (略)

(建築物の設計及び工事監理)

第五条の六 (略)

2 建築士法第二条第七項に規定する構造設計図書による同法第二十条の二第一項の建築物の工事は、構造設計一級建築士の構造設計(同法第二条第七項に規定する構造設計をいう。以下この項及び次条第三項第二号において同じ。)又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によらなければ、することができない。

3 建築士法第二条第七項に規定する設備設計図書による同法第二十条の三第一項の建築物の工事は、設備設計一級建築士の設備設計(同法第二条第七項に規定する設備設計をいう。以下この項及び次条第三項第三号において同じ。)又は当該建築物が設備関係規定に適合することを設備設計一級建築士が確認した設備設計によらなければ、することができない。

4・5 (略)

第四項に規定する設備設計一級建築士をいう。第五条の六第三項及び第六条第三項第三号において同じ。)を含むものとする。

十八〜三十五 (略)

(建築物の設計及び工事監理)

第五条の六 (略)

2 建築士法第二条第六項に規定する構造設計図書による同法第二十条の二第一項の建築物の工事は、構造設計一級建築士の構造設計(同法第二条第六項に規定する構造設計をいう。以下この項及び次条第三項第二号において同じ。)又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によらなければ、することができない。

3 建築士法第二条第六項に規定する設備設計図書による同法第二十条の三第一項の建築物の工事は、設備設計一級建築士の設備設計(同法第二条第六項に規定する設備設計をいう。以下この項及び次条第三項第三号において同じ。)又は当該建築物が設備関係規定に適合することを設備設計一級建築士が確認した設備設計によらなければ、することができない。

4・5 (略)

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p>			
<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>		<p>課税標準</p>	
<p>税率</p>		<p>税率</p>	
<p>一〇百五十三（略）</p>			
<p>百五十四 構造設計一級建築士等に係る登録講習機関の登録</p>			
<p>(一) 建築士法第十条の二の二第一項第一号（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>		<p>登録件数</p>	<p>一件につき 九万円</p>
<p>(二)・(三)（略）</p>		<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>百五十五―百六十（略）</p>			
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p>			
<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>		<p>課税標準</p>	
<p>税率</p>		<p>税率</p>	
<p>一〇百五十三（略）</p>			
<p>百五十四 構造設計一級建築士等に係る登録講習機関の登録</p>			
<p>(一) 建築士法第十条の二の二第一項第一号（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>		<p>登録件数</p>	<p>一件につき 九万円</p>
<p>(二)・(三)（略）</p>		<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>百五十五―百六十（略）</p>			

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第一（第三十条の七関係）

別表第一（第三十条の七関係）

提供を受ける国の機関又は法人	一〇百八（略）	事務
	百九 国土交通省	
<p>百十〇百二十二（略）</p>		<p>建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）による同法第四条第一項若しくは第三項の免許、同法第五条第一項の登録、同条第二項の交付、同法第五条の二第二項若しくは第二項若しくは第八条の二の届出、同法第九条第一項第一号の申請又は同法第十条の二の二第一項若しくは第二項の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

提供を受ける国の機関又は法人	一〇百八（略）	事務
	百九 国土交通省	
<p>百十〇百二十二（略）</p>		<p>建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）による同法第四条第一項若しくは第三項の免許、同法第五条第一項の登録、同条第二項の交付、同法第五条の二第二項若しくは第二項若しくは第八条の二の届出、同法第九条第一項第一号の申請又は同法第十条の二の二第一項若しくは第二項の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

○住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（認証型式住宅部分等に係る住宅性能評価の特例）</p> <p>第四十条（略）</p> <p>2 住宅の部分である認証型式住宅部分等で前条第一項の標章を付したものと及び住宅である認証型式住宅部分等でその新築の工事が国土交通省令で定めるところにより建築士である工事監理者（建築士法第二条第八項に規定する工事監理をいう。）によって設計図書（同法第二条第六項に規定する設計図書をいう。）のとおりに実施されたことが確認されたものは、建設された住宅に係る住宅性能評価において、その認証に係る型式に適合するものとみなす。</p>	<p>（認証型式住宅部分等に係る住宅性能評価の特例）</p> <p>第四十条（略）</p> <p>2 住宅の部分である認証型式住宅部分等で前条第一項の標章を付したものと及び住宅である認証型式住宅部分等でその新築の工事が国土交通省令で定めるところにより建築士である工事監理者（建築士法第二条第七項に規定する工事監理をいう。）によって設計図書（同法第二条第五項に規定する設計図書をいう。）のとおりに実施されたことが確認されたものは、建設された住宅に係る住宅性能評価において、その認証に係る型式に適合するものとみなす。</p>

○景観法（平成十六年法律第百十号）（附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（違反建築物の設計者等に対する措置）</p> <p>第六十五条 市町村長は、前条第一項の規定による処分をした場合においては、国土交通省令で定めるところにより、当該処分に係る建築物の設計者、工事監理者（建築士法（昭和二十五年法律第百二十二号）<u>第二条第八項</u>に規定する工事監理をする者をいう。以下同じ。）若しくは工事の請負人又は当該建築物について宅地建物取引業（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）<u>第二条第二号</u>に規定する宅地建物取引業をいう。以下同じ。）に係る取引をした宅地建物取引業者（同条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を、建築士法、建設業法（昭和二十四年法律第百号）又は宅地建物取引業法の定めるところによりこれらの者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（違反建築物の設計者等に対する措置）</p> <p>第六十五条 市町村長は、前条第一項の規定による処分をした場合においては、国土交通省令で定めるところにより、当該処分に係る建築物の設計者、工事監理者（建築士法（昭和二十五年法律第百二十二号）<u>第二条第七項</u>に規定する工事監理をする者をいう。以下同じ。）若しくは工事の請負人又は当該建築物について宅地建物取引業（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）<u>第二条第二号</u>に規定する宅地建物取引業をいう。以下同じ。）に係る取引をした宅地建物取引業者（同条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を、建築士法、建設業法（昭和二十四年法律第百号）又は宅地建物取引業法の定めるところによりこれらの者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>